

第11節 災害警備計画

第1 実施責任者

警察本部は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために、住民の避難誘導及び救助、犯罪の予防並びに交通の規制等の応急対策を実施して住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害地における社会秩序の維持にあたるものとする。

〔 実施機関 〕
警察本部

第2 災害警備体制

災害に対処する警備体制は次のとおりとする。

1 災害警備体制の種別

(1) 準備体制

災害の発生のおそれがあるが、発生するまでに相当の時間的余裕がある場合。

(2) 警戒体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等の警報が発令された場合等、災害の発生が予想される場合。

(3) 非常体制

暴風雨、洪水、高潮、津波等により災害が発生し、又は発生しつつある場合。

2 災害警備本部

警備体制が発令されたときは、警察本部及び警察署に災害警備連絡室、又は災害警備本部を設置する。

3 警備部隊の編成及び運用

災害の種別、規模及び様相に応じて警備部隊の編成及び運用を行う。

第3 災害警備活動

災害が発生した場合には、次のとおり必要な警備活動を行う。

1 情報の収集及び伝達

2 被災実態の把握

3 被災者の救出及び負傷者等の救護

4 行方不明者の捜索

5 危険箇所の警戒並びに住民に対する避難の指示及び誘導

6 災害警備活動のための通信確保

- 7 不法事案等の予防及び取締り
 - 8 被災地，避難場所，重要施設等の警戒
 - 9 避難路及び緊急輸送路の確保
 - 10 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保
 - 11 広報活動
 - 12 死体の見分，検視
 - 13 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力
- 第4 その他

災害警備については，本計画に定めるほか，徳島県警察災害警備計画及び各警察署災害警備計画の定めるところによるものとする。